

平成 29 年 5 月 30 日
行革本部員会議資料

三重県財政の健全化に向けた集中取組（案）
～ 持続可能な行財政運営に向けて～

平成 2 9 年 6 月

1 取組の位置づけ

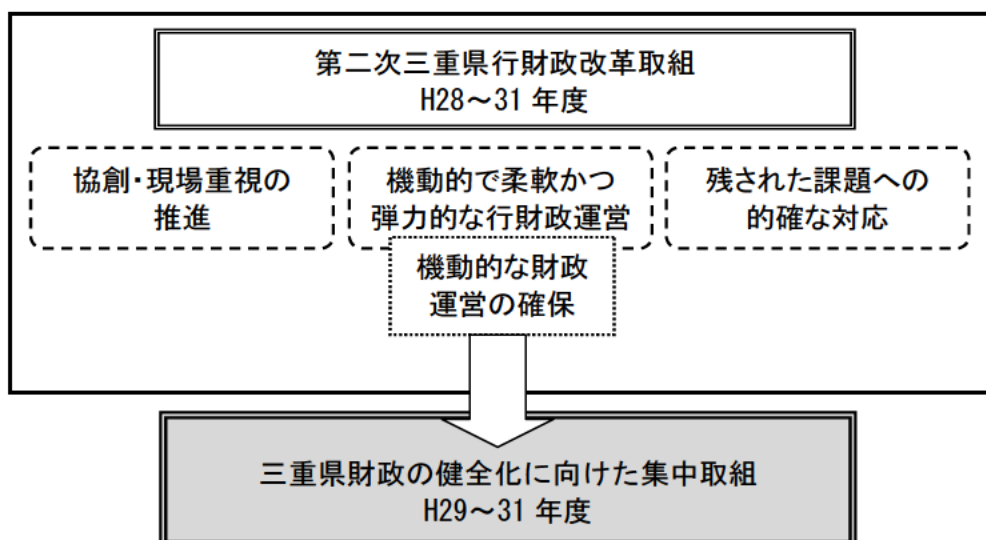
現在、第二次三重県行財政改革取組（以下「第二次取組」という。）において、「機動的な財政運営の確保」に向けた取組を進めているところです。

しかし、平成 28 年度以降の中期財政見通しを踏まえ、県財政の現状と課題を分析・整理した結果、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の着実な推進とともに、さらに持続可能な行財政運営を維持していくため、財政の健全化に向けた取組として、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しが急務と考えました。

そこで庁内の検討組織として、平成 28 年 4 月から歳入確保ワーキング・グループ及び歳出改革ワーキング・グループ（以下「WG」という。）を立ち上げ、歳入・歳出についてそれぞれ現状と課題を分析し、取組の方向性についてまとめた検討結果や、職員提案制度等による職員からの提案も含めて、行財政改革推進本部で具体的な取組についての検討を重ねてきました。

本取組は、こうした検討を経て、財政の健全化に向けて、第二次取組の具体的な取組の一つである「機動的な財政運営の確保」のためのより具体的な方策をとりまとめ、平成 29 年度から平成 31 年度まで集中的に取り組むものです。

【財政の健全化に向けた取組のイメージ図】



2 三重県財政の現状と課題

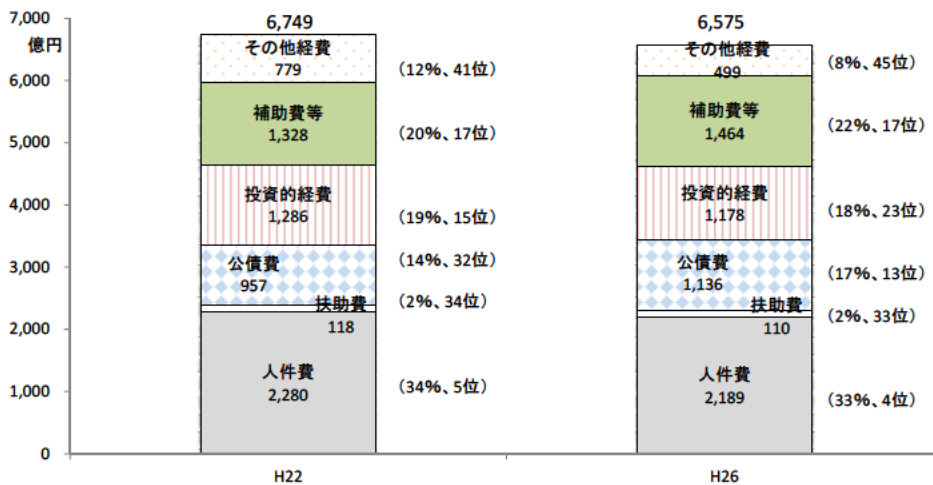
本県の財政状況は、歳入歳出の両面で、より一層深刻な状況にあります。

(歳出面)

歳出面においては、社会保障関係経費が自然増等により引き続き増加を続けている状況にあることや、公債費が平成34年度に見込まれているピークに向けて増加を続けていること、人件費において本県では高齢層職員の割合が高く、退職手当の支給総額も高い水準にあることなどの構造的な要因により、財政の硬直化がますます進んでいます。

このため、臨時的に必要な投資や今後の新規需要に対して、機動的に対応していくことが困難な状況になりつつあります。

■WG最終とりまとめ 11 ページ ②歳出構造の変化



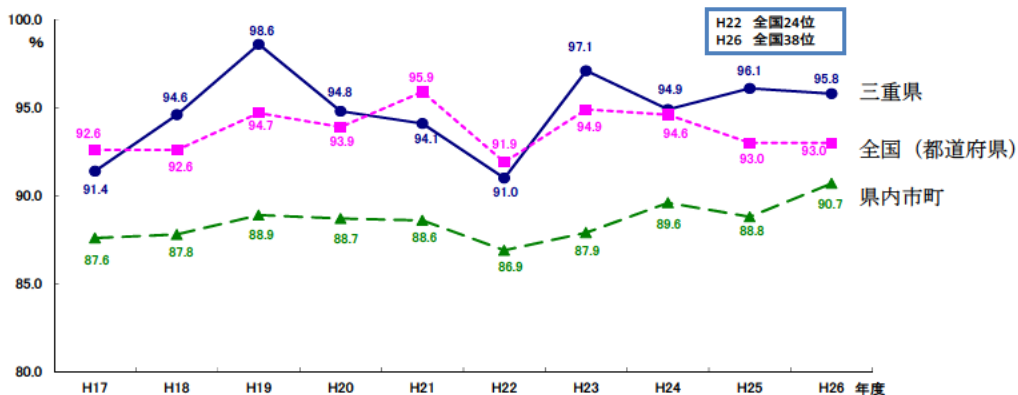
※ 決算統計より、県財政課作成

※ () 内は、歳出総額に占める割合及びその全国順位

※ 扶助費とは、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費

※ 補助費等とは、他の地方公共団体や法人等に対する支出のほか、報償費等も含まれる。

■WG最終とりまとめ 12 ページ ③経常収支比率



※ 普通会計決算ベースで、県財政課作成

※ 経常収支比率とは、県税、普通交付税など、毎年定期的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年定期的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政の弾力度が低いことを示す。

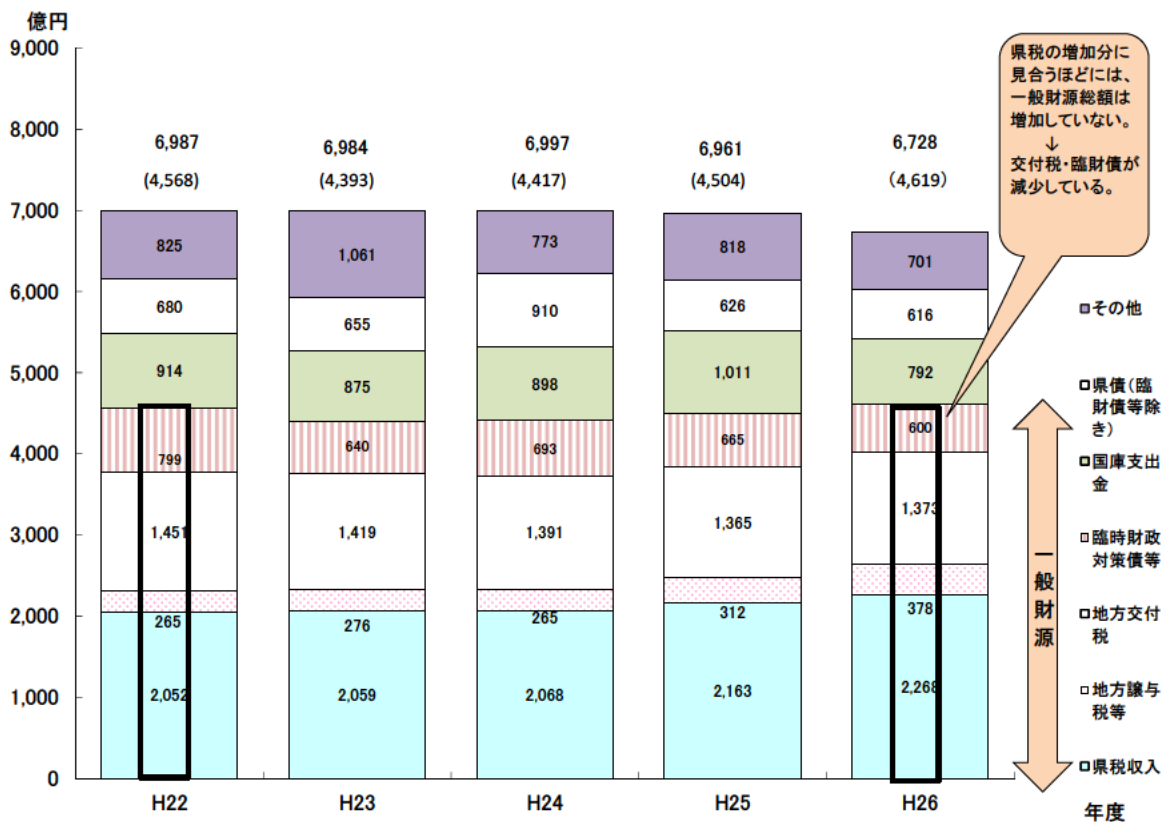
(歳入面)

歳入面においては、県税収入が一定伸びてきたものの、地方交付税等が減額されたこともあり、一般財源収入総額としては微増にとどまっています。

しかしながら、一般財源収入だけでは歳出の伸びに十分に対応できず、近年は、土地開発基金の取り崩しや住宅供給公社清算金収入などといった臨時的収入に頼らざるを得ない状況となりました。

また、それらが尽きた平成28年度当初予算編成においては、企業会計からの借入という異例の手段を講じたところです。

■WG最終とりまとめ 2ページ ①普通会計歳入の推移



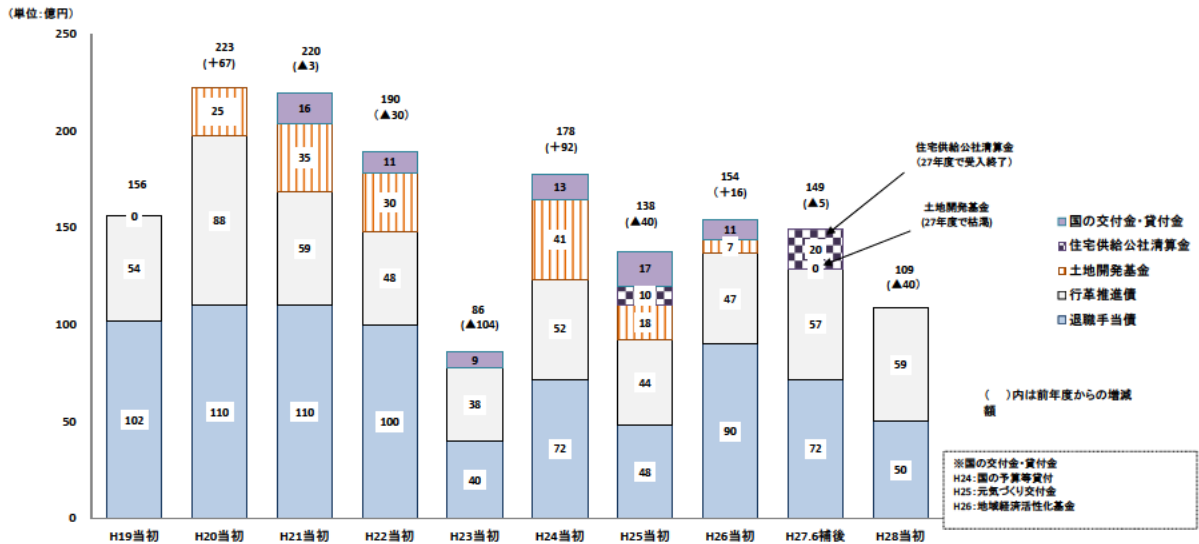
※普通会計とは、財政比較などのために、全国統一的に用いられる会計のことで、一般会計と特別会計の一部を合わせたもの

※ () 内は、一般財源収入の総額

※「地方譲与税等」とは、「地方譲与税」及び「地方特例交付金」をいう。

※「臨時財政対策債等」とは、「臨時財政対策債」、「減収補てん債(特例分)」及び「減収補てん債」をいう。

■WG最終とりまとめ 7ページ ④臨時一般財源の推移



(総括)

臨時的収入は恒久的に期待することができないため、三重県財政は、今後、歳出全般について見直しをしない限り、必要な歳出に対して歳入が不足する事態に陥るおそれがあります。

このような状況を回避し、持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に引き続き取り組むとともに、歳出面、特に経常的支出（公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金などの毎年恒常的に支出される経費）においては、その構造から抜本的に見直すことが急務となっています。

3 財政の健全化のめざす姿

(1) 基本的な考え方

本県の財政状況は、より一層深刻な状況にありますが、このような中であっても、広域自治を担う本県は、人口減少対策、防災・減災、地域医療体制の確保などの喫緊の課題や、福祉、教育、雇用、産業振興等の多様な行政ニーズに引き続き応えていく責務と役割があります。

今後、将来にわたってこの責務と役割を果たしていくためには、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な行財政運営を維持していくことが不可欠です。

このため、今後は、これまでの取組に加え、より一層の歳入確保や、財政の硬直化を招いている経常的支出について、その構造的見直しに着手することとし、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政運営の確立に向けて取組を進めます。

(2) 具体的な目標

以上のことを踏まえ、本県財政がめざす目標としては、

臨時収入に依存しない財政運営への転換

を図ることとし、具体的には、

- ・ 経常的支出の規模を段階的に引き下げていく
- ・ 当面は臨時的支出（投資的経費等）も抑制していく こととします。

予算編成の際には、経常的支出の規模が適正かどうかを判断するための指標として、「経常収支適正度」を新たに設定し、この指標が本取組の期間中に100%以下となることをめざして、予算編成において経常的支出の規模を管理することとします。

* 「経常収支適正度」の算出式

分子：経常的支出（一般財源ベース）

< 公債費、社会保障関係経費、人件費、政策的経費（非公共）、庁舎管理経費等 >

分母：経常的収入

< 県税、交付税等の一般財源総額 >

（参考）平成 29 年度当初予算における実績：101.6%

こうした取組を通じて、決算時に、

経常収支比率の改善 をめざすこととします。

本県の経常収支比率は、公債費や社会保障関係経費等の増加が続き、平成 28 年度にかけて、平成 26 年度の実績値である 95.8%より悪化することが見込まれます。

今後も公債費や社会保障関係経費の増加が見込まれることを踏まえ、まずは、平成 31 年度において、企業会計からの借入といった異例の手段を講じることなく予算を組むことができた平成 26 年度の数値 95.8%を上回らないよう取り組むこととし、その後 3 年以内をめどに、平成 26 年度の全国平均である 93.0%以下となるよう努めます。

また、公債費の増加が本県における財政運営上の大きな課題であることから、予算編成時には、第二次行動計画の目標である「県債残高」を管理しつつ、決算時に、

③ **実質公債費比率の改善** をめざすこととします。

具体的には、現状（平成 26 年度）における本県の数値 14.7%を、まずは、平成 31 年度までに平成 26 年度の全国中位である 14.1%以下となるよう取り組むこととし、その後 3 年以内をめどに平成 26 年度の全国平均である 13.1%以下となるよう努めます。

三重県財政のめざす姿

県財政の課題

- ◆ 経常的支出（公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金など）が構造的な要因で増加を続けており、県財政が一層硬直化
- ◆ 一般財源総額の伸びが見込めない中、これまで活用してきた臨時収入（土地開発基金からの繰入金や企業会計からの繰入金など）が皆減になるとともに、財政調整基金の積み上がりが不足
- ◆ 臨時収入は、恒久的に期待することはできないため、三重県財政は、今後、歳出全般について見直しをしない限り、必要な歳出に対して歳入が不足する事態に陥るおそれ
- ◆ このような状況を回避し、持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に引き続き取り組むとともに、歳出面、特に経常支出においては、その構造から抜本的に見直すことが急務

H26 経常収支比率
95.8%

H26 実質公債費比率
14.7%

財政の健全化に向けた集中取組（～H31 年度）

《具体的目標》

① 経常的支出の規模の段階的引き下げ

- ◆ 新たな指標として「経常収支適正度」を設け、予算編成時に経常的支出の規模を管理（指標が本取組の期間中に100%以下となることをめざす。）
- ◆ 当分の間、投資的経費等の臨時的支出も抑制

② 経常収支比率の改善

- ◆ 今後見込まれる公債費や社会保障関係経費の伸びを踏まえ、まずは、平成 31 年度において、本県の現状値 95.8%（平成 26 年度）を上回らないようにし、その後 3 年をめどに、平成 26 年度の全国平均である 93.0%以下に

③ 実質公債費比率の改善

- ◆ 平成 31 年度までに平成 26 年度の全国中位である 14.1%以下とし、その後 3 年をめどに、全国平均である 13.1%以下に

持続可能な行財政運営の維持

- ◆ 臨時収入に依存しない財政運営への転換
- ◆ 機動的かつ弾力的な財政運営の確立

4 財政の健全化に向けた具体的取組

WGでの検討結果や職員からの提案、庁内での検討を踏まえ、今後平成31年度までの間に、財政の健全化に向けて集中的に進める具体的取組を次のとおりまとめました。

このうち、平成31年度までに効果が現れる見込みである項目を「短期的取組」、平成31年度以降に効果を期待する取組を「中期的取組」と整理しています。

なお、この具体的取組の中には、今後検討を行うとしている項目があり、県内市町や関係団体との調整を十分に行いながら、取組を進めていきます。今後、具体的取組の検討状況に加え、県を取り巻く状況の変化に的確に対応し、適宜取組の見直しや追加を行います。

歳 出

見直しの考え方

財政構造が極めて硬直的となっている現状をふまえ、経常的支出（公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金など）については、集中取組の期間において、その規模を段階的に引き下げていくとともに、当面は投資的経費などの臨時的支出も抑制することとします。

(1) 事務事業の見直し

見直しの方向性



すべての事務事業について、あらゆる視点から成果と課題を検証したうえで、聖域を設けることなく徹底的な見直しを行うとともに、総事業本数の削減を図ります。

具体的取組

短期的取組

すべての事務事業について、次の視点から徹底した見直しを実施し、総事業本数を削減

- ）すべての事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した見直しを実施。中でも、「緊要性」が乏しいものについては、厳しく見直し
- ）官と民、県と市町との役割分担の観点から十分検討したうえで、県関与の必要性が薄れつつあると思料される事業については、一定期間の後、廃止
- ）多年（3年以上）にわたり実施している事業のうち、成果をあげ、当初の目標を達成しているものや、活用実績が低調又はニーズが低いものについては、廃止、休止など思い切った見直しを実施
- ）人件費を含めたフルコストで費用対効果を測ることを徹底したうえで、費用対効果を十分発揮していると言い難いものについては、抜本的な見直しを実施
- ）他の都道府県と比較し高額になっている経費や事業規模の大きいものについては、現下の財政状況を踏まえ、その規模や水準を厳しく精査
終期が設定されていない事業については、法令義務等のものを除き、の視点による見直しを検討したうえで、当面継続とする場合でも、終期（原則3年）を必ず設定

取組項目	29年度	30年度	31年度
事務事業の徹底した見直し、総事業本数の削減	順次実施 		
終期（原則3年）の設定	実施 		

(2) 公債費、投資的経費の抑制

見直しの方向性

公債費が今後の県債の償還ピーク（平成 34 年度頃）に向けて増加する見込みの中、公債費負担をいかに減らしていくかが財政運営上の大きな課題となっていることから、今後の県債発行については、当分の間、投資的経費を抑制することにより発行そのものを抑制していくとともに、県債の償還期間を適切な範囲で延長していきます。

また、今後の投資について、真に必要なものには的確に対応しつつ、既存施設の老朽化や人口減少の動向、県民ニーズ、県と市町・民間との役割分担を十分踏まえ、より一層の選択と集中を図ります。

具体的取組

短期的取組

投資的経費の総額抑制、県債残高の減少傾向の維持

投資的経費については、財政健全化の目標（実質公債費比率の改善）の達成に向け、次の視点も持ちながら、その総額を抑制し、臨時財政対策債等を除く県債残高についても減少傾向を維持

- ）既存のインフラについては、長寿命化の視点を重視するとともに、新規のインフラ整備については、厳しい優先度判断を実施
- ）県有施設（ハコ物）については、着手済みのものを除き、原則として新たなもの（建替を含む）の着手を当面見合わせ
- ）将来、県有施設（ハコ物）の新設又は建替を行おうとする場合には、次の視点から実施を判断
 - ・施設が県民ニーズに基づくものかどうか
 - ・今後の人口推計や維持費を十分考慮
 - ・県内市町や近隣県の既存施設を有効活用することで、施設を建設せずとも目的が達成できないかどうか

中期的取組

県債の償還期間の延長

- ）県債の償還期間については、当分の間、適切な範囲で延長
- ）公営企業債については、制度的に起債の償還期間が延ばされたことを踏まえ、今後は、その償還期間で発行

取組項目	29 年度	30 年度	31 年度
投資的経費の総額抑制 県債残高の減少傾向の 維持	実施	→	
県債の償還期間の延長	実施	→	

(3) 県単独補助金の見直し

見直しの方向性

県に裁量の余地のある県単独補助金(市町、外郭団体等各種団体向けを含めたすべてのもの)のうち、補助率の高い補助金や少額の補助金、国の補助に対して上乘せしている補助金などについては、改めて見直しを行います。

新規の県単独補助金については、厳しい優先度判断のうえ、補助割合を3分の1以下とするなど、抑制を図ります。

具体的取組



短期的取組

既存の補助金のうち、次の基準に該当するものについて見直しを実施

- ）高率補助金(1/2を超えるもの)
- ）零細補助金(個々の市町への交付額が1,000千円未満のもの)
- ）国庫補助事業に対する県単独上乘せ補助金
- ）市町に対する交付税措置のある経費への補助金
- ）県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
- ）制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業(実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む)
- ）予算額に対して補助実績が低いもの
- ）終期のない補助金
- ）事業規模の大きい県単独補助金
- ）市町や団体に対する県単独補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るもの

新規の補助金の創設にあたっては、県関与の必要性、緊要性、ニーズ、得られる効果等を十分検討したうえで、真に必要と判断されるものについて、当分の間、原則として、全体の補助対象経費に対する県の補助割合を最大3分の1とするとともに、終期を必ず設定(終期は最長3年間とし、記者発表資料などの公表資料に明記)

県単独補助金については、事業マネジメントシートを最大限活用して、可能な限り定量目標を掲げることとし、より効果的・具体的な評価を実施

取組項目	29年度	30年度	31年度
既存の補助金の見直し	順次実施 		
新規補助金創設にかかる補助割合の原則3分の1化、終期の設定	実施 		

(4) 社会保障関係経費の見直し

見直しの方向性

社会保障関係経費については、医療費や介護給付費が対象者数の増加や医療の高度化などにより、増加傾向にあり、今後は、国の動向や社会経済情勢などの推移も見据えながら、特に、裁量の余地のある事業を中心に、給付の水準と範囲が適正であるかなどを検討したうえで、必要な見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

社会保障関係経費の見直し

- ・ 県単独の助成など裁量の余地のあるものについては、セーフティ・ネットの確保の観点に留意しつつ、県全体の県単独補助金の見直しと歩調を合わせた見直しを実施
- 【見直し対象となるもの（県単独補助金の基準を準用）】
- ）高率補助金（1/2 を超えるもの）
 - ）零細補助金（個々の市町への交付額が 1,000 千円未満のもの）
 - ）国庫補助事業に対する県単独上乘せ補助金
 - ）市町に対する交付税措置のある経費への補助金
 - ）県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
 - ）制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業（実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む）
 - ）予算額に対して補助実績が低いもの
 - ）終期のない補助金
 - ）事業規模の大きい県単独補助金
 - ）市町や団体に対する県単独補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るもの
- ・ 医療費の抑制に向け、ジェネリック医薬品の使用促進、重複・頻回受診の抑制に向けた取組の推進、予防・健康増進の取組の促進を実施

取組項目	29 年度	30 年度	31 年度
社会保障関係経費の見直し	検討	順次実施	

(5) 総人件費の抑制

見直しの方向性

総人件費については、これまでも適時必要な見直しを行ってきたところですが、歳出総額の約3割、一般財源総額の約4割を占めるとともに、義務的経費の中で最も割合が大きいことから、職員数や働き方、人事・給与制度などの観点から、引き続き抑制に努めていきます。

具体的取組

短期的取組 中期的取組

職員数の見直し

新規行政需要も考慮しつつ、一層簡素で効率的・効果的な組織体制の構築を進め、徹底した業務の廃止・見直し等を行いながら、職員数を削減し、組織のスリム化を計画的に図っていきます。

<取組の視点>

- ・業務の廃止・見直しや業務プロセスの効率化
- ・類似業務の集約化や組織の統廃合等、業務執行体制の見直し
- ・駐在や派遣の見直し
- ・民間活力の活用 など

働き方の見直し

時間外勤務の削減につながる行政運営を図るとともに、仕事の生産性を高める働き方をさらに追求していきます。

<取組の視点>

- ・勤務間のインターバルを意識した時間管理の推進
- ・多様な勤務形態（ズレ勤務、勤務時間の弾力化制度等）の利用促進に向けた検討 など

人事・給与制度等の見直し

地方公務員法の趣旨を踏まえ、より適正な人事・給与制度等の企画、管理及び運用の観点から見直しを進めます。

<取組の視点>

- ・社会経済情勢の変化への対応
- ・国や他府県との均衡 など

取組項目	29年度	30年度	31年度
職員数の見直し	実施		
働き方の見直し	検討	順次実施	
人事・給与制度等の見直し	検討	検討・実施	

(6) 維持管理費の抑制

見直しの方向性

県管理の施設・設備や情報システムにかかる維持管理費は、110～120億円台（一般財源ベース）の規模で推移し、やや増加傾向にあります。

現下の県財政の状況や今後の人口減少の進展等も踏まえ、当該施設・設備や情報システムを引き続き県が保有・管理するのかどうか、施設の運営形態が効率的かどうかなどについて検討し、その検討結果を生かして、維持管理費総額の抑制を図ります。

また、施設の運営費については、様々な工夫を行い、節減を図ります。

具体的取組

短期的取組

県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し
<検討の視点>

）公の施設等の公共施設

- ・施設において実施されている事業そのものの必要性について、改めて検討
- ・そのうえで、県として実施する事業の必要性が薄れた施設や、利用実績が低調又は空スペースの多い施設については、廃止又は統合することも含めて見直し
- ・官と民、県と市町との役割分担の観点から、県以外の主体に移譲することができないか検討
- ・引き続き県として施設を運営する場合でも、機能を見直すことができないか、また、運営費の縮減のため、外部委託等の活用を更に図ることができないか検討

）公共インフラ施設

- ・施設の老朽化の状況をふまえ、既存のインフラは長寿命化の視点を重視するとともに、新規のインフラ整備は、厳しい優先度判断を実施（再掲）

）船舶等、高額備品

- ・船舶やヘリコプター、大型車両については、その保有台数や維持費の縮減について、改めて検討
- ・高額備品の更新にあたっては、支障のない範囲で、ダウンサイジングや機能の簡素化を図るとともに、リースやレンタル、スポット使用等の手法を可能な限り導入

）情報システム

- ・更新時期を迎えた既存の情報システムについては、市販の汎用ソフトなどで代用できないかも含め、厳しく見直し
- ・新規の情報システムについては、着手済みのものや義務的なものを除き、原則として当面見合わせ

- ② 県有施設等においては、光熱水費等のより一層の節減と外部委託等の更なる推進等により、維持管理費を削減

中期的取組

- ③ 県有施設等のあり方の検討を踏まえた施設・設備、備品、情報システムの保有や運営形態等の見直し

取組項目	29 年度	30 年度	31 年度
① 県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し	検討		
		順次実施	
② 県有施設等の維持管理費の見直し	実施		
③ 県有施設等の保有や運営形態等の見直し	実施		

(7) 事務的経費の節減

見直しの方向性


旅費、消耗品費などの事務的経費については、これまでも節減を図ってきたところですが、さらに効果的・効率的な行財政運営を図っていく観点から、メリハリをつけながら、より一層の節減を進めます。

具体的取組

短期的取組

事務的経費の節減

- ・ 旅費の節減（そもそもの必要性、人数・回数の精査、出張先の精選、その他の見直し）
- ・ 消耗品・コピー代等の節約（文房具の徹底した節約、コピーにおける集約機能・両面印刷の使用徹底、コピーのカウント管理、カラーコピーの原則禁止、部局単位でのテレビ台数・雑誌等定期刊行物等の見直し、その他の見直し）

取組項目	29年度	30年度	31年度
事務的経費の節減			
	実施 		

(8) 事業の選択と集中を図る仕組みの見直し

見直しの方向性

極めて硬直的な財政状況における限られた経営資源の中、今後の予算編成においては、より一層メリハリをつけていくことが必要です。このため、重点取組に対する資源配分については、より一層重点化しつつ確保していきます。また、大規模臨時的経費（施設の建築・改修や、情報システムの更新、イベントなど）について、大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立てを行いつつ厳しい優先度判断を行うなど、事業の選択と集中をより一層図ることができるよう見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

大規模臨時的経費については、その規模を抑制するとともに、優先度の基準を設定し、厳しい選択と集中を実施
 重点取組の範囲や規模をより一層重点化
 大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立て
 限られた財源の中で、より一層メリハリのある予算とするため、部局長がこれまで以上にマネジメント力を発揮しながら、必要に応じて事業を休止し、その財源を注力する取組に対し効果的に配分
 予算を置かずに取り組んでいる効果的な取組「ゼロ予算」を県民等に積極的に情報発信

	29年度	30年度	31年度
大規模臨時的経費の規模の抑制、厳しい選択と集中の実施	実施	→	
重点取組の範囲や規模の一層の重点化	実施	→	
大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立て	実施	→	
部局マネジメントによる財源配分	実施	→	
「ゼロ予算」の積極的な情報発信	順次実施	→	

歳入

見直しの考え方

歳入の約3割を占める県税収入の確保には、税収基盤を強化させていくために、民間の自律的な経済活動を促進していく必要がありますが、他方で、普通交付税の交付団体である本県では、歳入増に一定の制約がかかります。

そのため、より一層の歳入確保に向けて、県税収入の確保にとどまらず、あらゆる財源確保策について検討し、具体的に展開可能な取組から進めていくこととします。

(1) 県税収入の確保

見直しの方向性

徴収率の向上に向けて、県税未収金の8割以上を占める個人住民税の徴収対策を強化します。個人住民税は、市町が賦課徴収することから、県内市町との連携を深め、個人住民税の特別徴収を推進するとともに、市町の徴収力の底上げのための効果的な徴収方策や徴収体制の実現に向けて取り組みます。

また、県税の納付を確実なものとすることは、歳入確保の取組として重要であることから、納税環境の整備や広報等の取組を推進します。



具体的取組

短期的取組

県と市町による「地方税収確保対策連絡会議」内に設置された「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を中心として、個人住民税の特別徴収義務者の指定についてさらに徹底
滞納常習者の発生を阻止するため、預貯金以外に給与や売掛金の差押を含めた効果的な滞納整理の推進

中期的取組

県主催の徴収関係研修や「地方税収確保対策連絡会議」を通じて市町の徴収力を強化
電子納税の導入等の納税環境の整備に向けた検討や広報等の取組の充実

取組項目	29年度	30年度	31年度
個人住民税の特別徴収義務者の指定についてさらに徹底	実施		
滞納常習者の発生を阻止するため効果的な滞納整理の推進	実施		
市町の徴収力を強化	実施		
納税環境の整備に向けた検討や広報等の取組の充実	実施		

(2) 財産の有効活用、未利用財産の売却促進

見直しの方向性

県有施設に未利用財産がある場合は、財産の効率的な運用や有効活用の観点で作成する個別財産の利活用計画に原則計上することとし、利活用の対象となる財産を適切に把握したうえで、時機を逃さない有効活用を図ります。

また、県有施設内未利用スペース（部屋）の貸付に取り組むとともに、余裕スペースについては、自動販売機をはじめ県民や施設利用者の利便性の向上に資する設備の新規設置場所や活用需要の発掘に努め、余裕スペースの積極的な活用に取り組みます。

さらに、未利用財産を売却するにあたっては、新しい売却手法を積極的に検討し、一層の売却を進めます。

具体的取組

短期的取組

県有施設所管部局による、利活用の現状や今後の見込み等を踏まえた自己点検（施設評価）の実施

「第二次みえ県有財産利活用方針」を踏まえた今後の利用見込み等の検討

未利用スペースの民間事業者等への貸付を積極的に展開

自動販売機等設置可能箇所の調査を実施し、設置箇所を拡大

未利用財産の効果的・効率的な売却に向けた新しい売却手法の検討・実施

取組項目	29年度	30年度	31年度
県有施設所管部局による自己点検の実施	実施		
第二次利活用方針を踏まえた今後の利用見込み等の検討	実施		
未利用スペースの民間事業者等への貸付を積極的に展開	実施		
自動販売機等設置可能箇所の調査を実施し、設置箇所を拡大	実施		
新しい売却手法の検討・実施	実施		

(3) 使用料、手数料の見直し

見直しの方向性

「当初予算要求にあたっての基本的事項について」に記載のとおり、3年以上改正を行っていないものは、可能な限り早期に見直します。

また、現在使用料・手数料を徴収していない事務についても、他の都道府県の事例等を参考に、徴収の可否について検討します。

なお、指定管理者制度を導入している場合は、指定管理委託の更新時に適正な価格となるよう、指定管理料の見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

使用料の見直しにあたっては、

- ・ 光熱水費や施設・設備の維持管理費等所要経費の料金積算への算入の徹底
- ・ 利用者の見込み等に基づく収支の均衡
- ・ 他の都道府県や同様の民間サービスとの比較
- ・ 受益者の応分負担 等

の視点に基づく見直し方針の策定

各種減免・徴収猶予規定について、必要性・妥当性の観点から点検
見直し方針に基づく見直しの実施

取組項目	29年度	30年度	31年度
使用料の見直し方針の策定	検討 → 実施		
各種減免・徴収猶予規定の点検	実施		
見直し方針に基づく見直しの実施		実施	

(4) その他の歳入確保策の推進

見直しの方向性

これまでも県発行印刷物やホームページ等への広告掲載、県有施設へのネーミングライツ等取組を進めてきたところですが、今後も、あらゆる方策を積極的に検討・推進し、より一層の歳入確保に努めます。

〔ネーミングライツ対象施設の拡大〕

ネーミングライツについては、県有施設や県内自治体の施設への導入が広がってきた状況を踏まえ、改めて全庁的に対象施設の洗い出しを行うとともに、他県の取組等を参考に対象施設の拡大や募集方法の見直しを進めます。

〔広告収入の確保〕

広告収入確保の取組については、他の自治体の優良事例を踏まえ、対象箇所や手法の拡大を図ります。

〔個人及び法人等からの寄附の拡大〕

寄付者のメリットの大きいふるさと納税制度に対応したクラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度については、他の自治体の先行事例も参考にしながら積極的に活用します。

〔その他の歳入確保策〕

国庫補助金等だけでなく、民間や財団が提供している助成金などの外部資金を利活用するよう徹底するとともに、助成制度について分かりやすい情報提供を図ります。

具体的取組

短期的取組

ネーミングライツ対象施設の拡大

）県有施設へのネーミングライツ導入可能性調査の実施

（集客施設に加え歩道橋、橋りょう、ダム、イベント等を対象とする）

）対象施設や募集方式など基本方針の見直しと導入促進のためのインセンティブの仕組みづくり

）見直し後の基本方針に基づき新たな施設にネーミングライツを導入
広告収入の確保

）対象箇所（媒体）や手法を拡大した広告事業の実施

個人及び法人等からの寄附の拡大

）企業版ふるさと納税制度の積極的な活用

）クラウドファンディングの統一的な指針の策定及び情報発信のためのポータルサイトの活用

）策定したクラウドファンディング指針に基づく事業の実施

）個人及び法人等への募集活動の強化

その他の歳入確保策のさらなる活用

）国庫補助金等だけでなく民間の助成金等外部資金の利活用の徹底と助成制度を利活用するためのわかりやすい情報提供の推進

-) 特別会計剰余金の一般会計へのさらなる繰入
-) 特定目的基金のより一層の活用

取組項目	29年度	30年度	31年度
ネーミングライツ対象施設の拡大	順次実施 		
対象箇所（媒体）や手法を拡大した広告事業の実施	検討 	実施 	
個人及び法人等からの寄附の拡大	検討 	順次実施 	
その他の歳入確保策のさらなる活用	実施 		

その他

(1) 県民の皆さんに向けた説明

県の財政状況や財政健全化に向けた取組については、県ホームページ、県政だより等で適宜情報提供を行います。

(2) 市町や関係する団体に対する説明

県の財政状況や財政健全化に向けた取組についてご理解いただくため、個別訪問や説明会の開催などにより丁寧に説明を行います。

(3) 職員の意欲の向上に向けた取組

深刻な財政状況の中でも、県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供するため、職員一人ひとりがモチベーションを維持・向上させ、能力を発揮できる、働きやすい職場づくりを進めます。

(4) 国に対する働きかけ

国への提言・提案活動等さまざまな機会をとらえ、引き続き地方の意見を強力に主張していきます。

- ・ 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- ・ 地方交付税の本来に役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- ・ 地方が社会保障の充実にかかる住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、必要な財源措置を確実に講ずること。

参 考

中期財政見通し（平成 29 年度～31 年度）（平成 29 年度第 1 号補正予算編成後）

県では、平成 28 年 2 月に、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間の財政見通しを「中期財政見通し」として示しています。

「三重県財政の健全化に向けた集中取組（案）」を策定するにあたり、中期財政見通し（推計 A）について、「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」に基づいて編成した平成 29 年度当初予算等をふまえ、所要の見直しを行いました。

平成 28 年 2 月時点の試算では、平成 30 年度においては 206 億円、平成 31 年度においては 240 億円の要調整額が残るとしていましたが、「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」に基づく取組のうち平成 29 年度から取組可能なものについては、取組の効果を平成 29 年度当初予算に反映させているため、平成 30 年度以降は平成 29 年度と同程度の水準で推移するものとした場合、要調整額は、平成 30 年度においては 96 億円、平成 31 年度においては 104 億円に改善しています。

この要調整額の解消に向けて、引き続き「三重県財政の健全化に向けた集中取組（案）」に掲げた取組を進めていきます。

推計 A は、自然体で推計したものであり、今回の見直しでは、平成 29 年度第 1 号補正後の予算をベースにして、一般行政経費において、大規模なイベント（平成 30 年度全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体（平成 33 年））を考慮のうえ、それ以外の事業については同程度の水準で推移するものとしています。

この試算は、将来の歳入・歳出の推計に必要な前提条件が、今後の景気動向や国の地方財政対策の状況により大きく変わりうる中で、多くの仮定を置いたうえで機械的に試算したものです。そのため、今後の予算編成を拘束するものではありません。

推計 A

(単位:億円)

区 分	2017年度 (H 29)	2018年度 (H 30)	2019年度 (H 31)	備 考	
歳 出	人件費	2,177	2,193	2,179	既に決定されている給与制度の見直しの影響を反映
	退職手当	206	218	206	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	1,044	1,065	1,113	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,210	1,213	1,205	過去及び将来の発行状況により推計
	税収関連交付金	864	878	889	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,734	1,671	1,652	大規模なイベント(平成30年度全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体(平成33年))の実施や特定目的基金残高の減少を考慮のうえ、それ以外の事業については平成29年度と同程度の水準で推移するものと推計
	歳 出 計 A	7,029	7,020	7,038	

歳 入	県税	2,452	2,484	2,514	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	564	574	585	名目経済成長率により推計
	地方譲与税	317	322	327	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん債を含む)	1,811	1,819	1,808	地方財政対策と本県の県税収入、公債費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	741	698	697	歳出に連動させて推計
	県債	539	489	490	歳出に連動させて推計
	その他	405	346	347	分担金負担金 歳出に連動させて推計 その他収入 基金の残高を考慮のうえ、原則として平成29年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	6,829	6,733	6,768	

歳出と歳入の差額 (B - A)	200	287	270
-----------------------	-----	-----	-----

財政調整	200	287	270
財政調整のための基金	87	83	79
財源不足を調整するための地方債	113	108	87
要調整額	0	96	104

【参考】平成28年2月時点の要調整額

要調整額	193	206	240
------	-----	-----	-----

年度末地方債残高見込	14,030	13,993	13,946	
臨時財政対策債等	6,134	6,207	6,262	国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	7,897	7,786	7,684	
当初予算計上	608	569	548	
補正予算計上	48	48	48	
元金償還金	743	726	698	